

2017 TSUKUBA SERIES



TC TSUKUBA
CIRCUIT

JASC
JAPANESE AUTOMOBILE SPORTS CLUB

2017 TSUKUBA SERIES 筑波シリーズ規定

- JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ
- 筑波ツーリングカーシリーズ
TTC1400/TTC1500/TTC1600
- JAF筑波サーキットトライアル選手権シリーズ



《JAF公認》

ビクトリーサークルクラブ(VICIC)
ニッサンスポーツカークラブ(SCCN)
ブレインズモータースポーツクラブ(B-Sports)

2017 TSUKUBA SERIES

開催クラス

S-FJ

1980年にスタートしたFJ1600を引き継ぎ、2007年からスタートした。フォーミュラの入口となるS-FJは、早期からウイング付きフォーミュラの特徴が習得でき、ドライバーの育成には欠かすことのできないカテゴリーとなった。ミドルフォーミュラへの登竜門にもなっており、ここから多くのドライバーがステップアップを果たしている。



TTC1400

エンジン排気量が1400cc以下のN1車両で争われるクラス。小排気量だけに限られたパワーを全て使いこなせるかが勝敗の鍵となる。参加車両は、EP82スターレットが大多数を占める。



TTC1500

1500cc以下のN1車両で争われるクラス。豊富な車種とローコストでの参戦も可能であることから、じわじわと広がりを見せ始めている。本格的ツーリングカーレースの入門カテゴリーとしても最適。



TTC1600

エンジン排気量が1401cc~1600ccのN1車両で争われるクラス。EK9・EG6など参加車両はシビックが中心だ。ツーリングカーの技術を磨くにはもってこいのクラスとなっており、このカテゴリー出身のプロドライバーも少なくない。



筑波サーキットリアル

2ヒートのタイムアタックを行い、ベストタイムで順位を争うのがサーキットリアル競技。排気量等による細かなクラス分けが設定されており、モータースポーツの入口には最適なカテゴリーだ。中でもEVカーやハイブリッドカーが想像以上のスピードを魅せる「AEクラス」に注目！



筑波シリーズ最新情報は、筑波サーキットホームページで配信中！

<http://www.jasc.or.jp/>

オーガナイザー連絡先一覧

オーガナイザー	住所	Tel	Fax
B-Sports	〒153-0064 東京都目黒区下目黒2-18-3 目黒第一花谷ビル805号	03-5487-0735	03-5487-0737
SCCN	〒141-0031 東京都品川区五反田8-8-16 五反田高砂ビル903	03-6421-7967	03-6421-7968
VICIC	〒250-0012 神奈川県小田原市本町4-3-43	0465-22-9346	0465-22-9346
TMAC	〒131-0031 東京都墨田区墨田4-46-7	03-3611-6687	03-3611-8500

1979年12月18日 制定	1996年12月27日 18版発行
1979年12月18日 初版発行(筑波フォーミュラ選手権)	1997年12月26日 19版発行
1980年12月17日 2版発行	1998年12月28日 20版発行
1981年12月16日 3版発行	1999年12月28日 21版発行
1982年12月22日 4版発行	2000年12月28日 22版発行
1983年12月 7日 5版発行(東京プロダクションカー選手権に改名)	2001年12月28日 23版発行
1984年12月 2日 6版発行(筑波RJロータリー選手権に改名)	2002年12月28日 24版発行
1985年12月12日 7版発行(筑波選手権シリーズ改名)	2003年 1月 1日 25版発行
1986年12月16日 8版発行	2004年 1月 1日 26版発行
1987年12月12日 9版発行	2005年 1月 1日 27版発行
1988年12月23日 10版発行	2006年 1月 1日 28版発行
1989年12月21日 11版発行	2007年 1月 1日 29版発行
1990年12月18日 12版発行	2008年 2月15日 30版発行
1991年12月18日 13版発行	2009年 1月 1日 31版発行(筑波シリーズに改名)
1992年12月21日 14版発行(筑波シリーズに改名)	2010年 2月 1日 32版発行
1993年12月16日 15版発行	2011年 2月 1日 33版発行
1994年12月27日 16版発行	2012年 2月 1日 34版発行
1995年12月27日 17版発行(JASCシリーズに改名)	2013年 2月 1日 35版発行
	2014年 2月 1日 36版発行
	2015年 1月15日 37版発行
	2016年 1月15日 38版発行
	2017年 1月15日 39版発行

一般財団法人 日本オートスポーツセンター (JASC)

筑波サーキット (TTC TSUKUBA)

〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙159

☎: 0296-44-3146

FAX: 0296-43-2952

<http://www.jasc.or.jp>

2017 筑波シリーズ規定

公 示

本シリーズは、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則ならびに、それらに準拠した一般社団法人日本自動車連盟(JAF)国内競技規則およびそれらに基づいた、筑波サーキット4輪一般競技規則書、本シリーズ規定、各レース大会特別規則書に従って開催される。全ての参加者は、これらの諸規定に精通し、これを遵守するとともに各オーガナイザーおよび競技役員の指示に従う義務を負うものとする。各レース・各クラスごとに特別規定が示されている場合には、それを優先すること。

2017筑波シリーズは、(一財)日本オートスポーツセンター(JASC)主管のもとに、ニッサンスポーツカークラブ(SCCN)、ビクトリーサークルクラブ(VICIC)、ブレインズモータースポーツクラブ(B-Sports)の3クラブ(順不同)により、筑波サーキットにおいて組織主催される。

1. 競技種目

四輪自動車によるレース

2. 開催場所

名 称： 筑波サーキット

所在地： 茨城県下妻市村岡乙159

T E L： 0296-44-3146

F A X： 0296-43-1115

コース： 筑波サーキットコース2000 (全長 2,045m 右回り)

3. レース開催日、オーガナイザー、周回数、決勝出走台数

(1) JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ(全6戦)

シリーズNo.	開催日	オーガナイザー	周回数	決勝出走台数	申込期間
第1戦	3月19日(日)	VICIC/TMSC	18周	30台	2/13~2/27
第2戦	5月5日(祝)	B-Sports	18周	30台	4/1~4/15
第3戦	5月28日(日)	SCCN	18周	30台	4/24~5/8
第4戦	8月27日(日)	VICIC/TMSC	18周	30台	7/24~8/7
第5戦	9月24日(日)	SCCN	18周	30台	8/21~9/4
第6戦	11月5日(日)	VICIC	18周	30台	10/2~10/16

※各オーガナイザーによりFJ1600をスーパーFJと混走にて行う場合があるが、シリーズには含まれない。但し、スーパーFJに20台以上のエントリーがある場合にはFJ1600との混走は行わない。

(2) 筑波ツーリングカーシリーズTTC1400・TTC1500・TTC1600(全4戦)

シリーズNo.	開催日	オーガナイザー	周回数	決勝出走台数	申込期間
第1戦	3月19日(日)	VICIC/TMSC	15周	30台	2/13～2/27
第2戦	5月28日(日)	SCCN	15周	30台	4/24～5/8
第3戦	8月27日(日)	VICIC/TMSC	15周	30台	7/24～8/7
第4戦	9月24日(日)	SCCN	15周	30台	8/21～9/4

4. 参加資格

1) 参加者の資格

参加者は、有効な2017年JAF国内競技参加者許可証(ドライバーを兼ねる場合は有効な2017年国内Aライセンス)以上の所持者とする。

2) 参加ドライバーの資格

(1) JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ

JAF国内競技運転者許可証A(限定A含む)以上国際ドライバーライセンスB以下のライセンス所持者で次のいずれかの条件を満たすものが参加できる。

- ①過去のレース出場実績が3回以上あること。
- ②過去のレース出場実績が2回以上で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あり、その証明を有すること。
- ③過去のレースの出場実績1回で、かつJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- ④JAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。
但し、2014～2016年にGP2、スーパーフォーミュラ、F3のいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有するものは、参加できない。

(2) 筑波ツーリングカーシリーズのドライバー

国内競技運転者許可証A以上の所持者が参加できる。

- (3) 20歳未満の(未成年者)ドライバーは、参加申し込みの際に、親権者の承諾書に親権者実印の印鑑証明書(3か月以内有効)を添えて提出しなければならない。
- (4) 本大会において、失格等のペナルティーを科せられたエントラント、チーム、ドライバーの次戦参加申し込みは受理されない場合がある。

5. 参加車両規定

本シリーズに参加が許されるのは、2017年JAF国内競技車両規則に合致した下記の車両とする。

1) JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ

2017年JAF国内競技車両規則第10章に定めるスーパーFJ(略称S-FJ)規定に合致した車両。

- ①使用できるタイヤは、JAF承認のもとでオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。
指定タイヤ：横浜ゴム株式会社製
ドライ用：ADVAN レーシングA005
(サイド刻印番号 フロント：2920、リア：2919)
ウエット用：ADVAN レーシングA006
(サイド刻印番号 フロント：2796、リア：2797)
- ②公式予選、決勝を通じて使用できるドライタイヤは1セット(4本)のみとする。
- ③使用する1セットのタイヤには技術委員によって指定のマーキングが施される。マーキングは、タイムスケジュールに発表された公式予選前の公式車両検査時間内に行われる。
- ④公式車両検査時間以外のマーキングは、⑤の場合を除き一切行われない。
- ⑤公式予選時等において、何らかの事由によりマーキングされた4本のドライタイヤに1本または複数の交換の必要性が生じた場合、公式予選終了後30分以内に当該エントラントの申請により競技長の許可を得た場合に限り、その交換が認められる。ただし、公式予選で達成された当該エントラントのスターティンググリッドが失われる事が条件となる。(最後尾グリッドスタートが理由の如何を問わず条件となる。)

2) 筑波ツーリングカーシリーズ

2017年JAF国内競技車両規則第3章(一般規定)及び第4章(安全規定)に従った車両で、許される改造は第5章量産ツーリングカー(N1)に従った車両とする。但し、車両規則に相応しない車両の出走を認める場合がある。参加申し込みの際は、事前に必ず各オーガナイザーの確認を得ること。

TTC1600：気筒容積1400ccを超え1600cc以下の車両。

TTC1500：気筒容積1500cc以下の車両。

(JAF初年度登録が2002年1月1日以降の車両とする)

※但し、軽自動車の参加は不可とする。

TTC1400：気筒容積1400cc以下の車両。(AA34Sを含む。)

- ①使用タイヤ：JAF 国内競技車両規則第5章に準拠し、次の通りとする。1993年1月1日以降に日本国内向けに発売された以下のタイヤメーカーの市販タイヤのみ使用できる。
(株)ブリヂストン/ 住友ゴム工業(株)/ 横浜ゴム(株)
※ AA34Sは、185/55R14 サイズの使用を認める。
- ②参加車両はロールバー及びロールケージの運転席側と助手席側にドアバーを取り付けなければならない。材質及び、連結方法はJAF国内競技車両規則第4章に準拠すること。その他のレース区分の参加車両は、本大会特別規則付則当該レース区分車両規定に準拠すること。
- ③シャシーの構成要素であるフレーム及びサブフレームは一切変更、改造、切除を行ってはならない。
- ④国内競技車両規則第5章量産ツーリングカーの規定に従って車両の部品交換を行った場合はパーツリスト、カタログ、パンフレット等のコピーを改造申告書に添付しなければならない。車検時において部品番号及び部品名称がこれらの文書により現品と照合、確認できない場合は失格とする。

3) 車両変更

- ①参加申込み後の車両変更は、やむを得ぬ理由がある場合を除き認められない。
- ②車両変更は、上記に定める参加車両規定に合致した同一エントラントの同部門、同クラスの車両に限り許されるが、車両変更手数料（10,800円）を添えて競技会事務局に届け出て競技会審査委員会の承認を受けなければならない。
- ③公式車両検査終了後に車両を変更する場合は、必ず車両検査を受けなければならない。但し、申請期限は当該クラスの公式予選が開始される30分前までとし、車両変更手数料にあわせて再車検手数料（10,800円）を添えて、競技会事務局に届け出て競技会審査委員会の承認を受けなければならない。

4) カメラ（ビデオ）等の搭載について

大会期間中に、撮影用カメラを搭載する場合には、公式車両検査前までに競技会事務局まで届けなければならない。
尚、カメラ（ビデオ）等の搭載が認められた車両については、公式車両検査時に取付方法等の検査を受けること。

5) FHRシステム（HANS）について

クラッシュ等の際に過度の頭部移動による頸椎や頭蓋骨損傷を防ぐ装置を使用しなければならない。

6. 筑波サーキットの排気音量規制

シリーズに参加する車両は、下記の規定による排気音量規制に合致しなければならない。

1) 音量の検査方法

JAF国内競技車両規則の「レース車両の排気音量測定に関する指導要綱」による。

2) 各レースの排気音量規制値

上記1)の検査方法に基づく距離 3 mの排気音量規制値は、下記の通りとする。

スーパーFJ	105dB (A) 以下
TTC1400・1500・1600	90dB (A) 以下

7. 参加料

- 1) 本シリーズ各競技会の参加料は以下の通りとする。
(40,000円 消費税3,200円 合計43,200円)
 - ①JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ …… 43,200円
 - ②筑波ツーリングカーシリーズ …… 43,200円
- 2) 参加料にはドライバー 1名と登録された 4名までのピットクルーの入場パス、2台までのサービスカー（トランスポーター含む）の駐車パスが含まれる。

8. 参加申し込み

- 1) 参加申し込みは、下記の書類に完全に記入した上で、参加料を添えて現金書留にて申し込まなければならない。(締切日消印有効)
 - ①参加申込書
 - ②車両仕様書
 - ③親権者の承諾書、及び印鑑証明書（20歳未満の参加者のみ）
- 2) 参加者は、ドライバー900万円以上、ピットクルー400万円以上の有効な保険に加入していなければならない。参加者は、参加申込書に定められた書式によって申告する。申告のない場合には参加は認められない。
- 3) オーガナイザーは、理由を示すことなく、参加申し込みを拒否することができる。
- 4) 参加が受理された後は、参加者の都合による参加取り消しに対して、いかなる理由があっても参加料は返還しない。

9. 公式車両検査

公式車両検査は、公式通知で示されたタイムスケジュールに従い、オーガナイザーが指定する車両検査区域で行われる。参加ドライバーは、参加車両とともに所定の時間内に公式車両検査を受けなけれ

ばならない。尚、定められた時間内に、検査を受けなかった場合には、大会審査委員会によって特別処置が認められない場合を除き、公式予選及び決勝レースへの参加は認められない。

10. 公式予選

- 1) 公式予選は、最小15分(赤旗中断による中断時間を除く)とする。
- 2) 公式予選は、少なくとも決勝レーススタートの2時間前までに終了していなければならない。
- 3) 但し、競技会審査委員会がやむをえない状況であると判断した場合は、この限りではない。
- 4) 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの上位3位までのタイムを平均し、その130%以内とする。
- 5) 公式予選の出走順は、本年度前大会の競技結果(順次遡上)に従い決められる。第一戦については前年度シリーズポイント順とする。シリーズポイントを得ていないものについてはゼッケン順とする。
- 6) 最大決勝出走台数の範囲内であれば、各シリーズの公式予選を混走で行う場合がある。

11. 決勝レースのスタート方法、レース中の規定、レース終了

決勝レースのスタート方法、レース中の規定、レース終了に関する規定は『筑波サーキット一般競技規則書』及び各競技会特別規則書に従う。

- 1) 最大決勝出走台数の範囲内であれば、各シリーズの決勝レースを混走で行う場合がある。
- 2) シリーズの決勝レースを混走で行う場合、競技長の判断により、シリーズ単位でグリッド配列を変更する場合がある。
- 3) 決勝レース中の反則に対しては、下記の罰則(タイムペナルティ)が科せられる場合がある。
 - ①ドライビングスルーペナルティ
ドライバーはピットレーンに進入し、ピットに停止すること無くピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。
 - ②ペナルティストップ
ドライバーはピットレーンに進入し、ペナルティストップエリアに少なくともタイムペナルティとして科せられた時間の間、停止した後、ピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。また、自チームのピットに停止することは許されない。ペナルティストップエリアでは、車両はエンジンを停止する必要はない。エンジンが停止した場合は、ペナルティの時間が経過した後に、再始動することができる。
- 4) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちにピット放送が行われ、同時に罰則の種類を示す表示板、当該車両の

競技番号を記入した黒の表示板がコントロールラインで表示される。

黒地に黄色字で「D」と付された場合はドライビングスルーペナルティ。黒地に白文字で「P」と付された場合はペナルティストップ。レース終了までに通知できない場合は、競技結果に対する30秒以上のタイム加算となる。尚、加算する30秒以上のタイムは競技会審査委員会の裁量によるものとする。

- ①反則スタート（ドライビングスルーペナルティ以上）
 - ②黄旗無視（ペナルティストップ10秒以上）
 - ③ピット作業違反（ドライビングスルーペナルティ以上）
 - ④ピットレーンの速度制限違反（ドライビングスルーペナルティ以上）
 - ⑤筑波サーキット一般競技規則第4章「信号合図及び競技中の安全遵守事項」違反（ドライビングスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上、または他の罰則）
- 5) コントロールラインでタイムペナルティが表示されてから3周以内にタイムペナルティを規定通り実行できなかった車両については失格となる。ただし、当該表示後3周以内にレースが終了しタイムペナルティを規定通り実行できなかった場合は、タイムペナルティとしてドライビングスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。尚、加算されるタイムはドライビングスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。
 - 6) 競技中失格となったドライバー及び車両への通告として、当該車両の競技番号を記入した黒の表示板と黒旗がコントロールラインで表示される。参加者あるいはその代理人もそれぞれ“停止”の信号を表示すること。もし、ドライバーが依然として停止しない場合には、追加の罰則が科せられる。
 - 7) 1台の車両で複数ドライバーが参加する競技において1名のドライバーが失格となった場合、その車両の他の登録ドライバーも失格となる。
 - 8) 規則に罰則に関する明確な条項が規定されていても、必要な場合には罰則の追加を妨げない。
 - 9) 本条項に従い、科せられたタイムペナルティおよび黒旗提示に対する抗議・控訴は認められない。

12. レース及びシリーズの成立

- 1) 各シリーズのレース距離は前記3. 決勝レース周回数及び競技会特別規則による。
- 2) 競技会審査委員会は、保安上もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前までに当初のレース距離を短縮することが出来る。

- 3) 本項に従ってレース距離が短縮された場合であってもレースとして認定される。
- 4) 不可抗力によりレースが中断された場合の取り扱い、筑波サーキット4輪一般競技規則書「第8章 レースの中断及び再スタート」に準ずる。
 - ①先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず選手権ポイントは与えられない。
 - ②先頭車両が2周回を完了した場合、レースは成立し、シリーズ得点はすべて与えられる。
- 5) 各シリーズは、下記のレース成立をもって成立とする。
 - JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ……………6戦中3戦
 - 筑波ツーリングカーシリーズ……………4戦中3戦

※各大会ともスーパーFJ選手権シリーズは決勝出走台数5台、ツーリングカーシリーズは決勝出走台数2台をもってレース成立とする。

13. 得点基準

- 1) 次の得点表に基づき各選手権における上位10位までのドライバーに得点を与える。ただし、得点を得る者は、下記に示す当該レースの完走周回数を満たしていなければならない。
 - ①JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ
優勝者が走行したレース周回数の90% (小数点以下切捨て) 以上
 - ②筑波ツーリングカーシリーズ
優勝者が走行したレース周回数の70% (小数点以下切捨て) 以上

●得点表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

2) 得点制限

各大会において、出走台数による得点の制限は行わない。但し、シリーズとして最終的に成立したクラスにおいては、成立した大会のみのポイントが有効となる。

3) 得点合計及び順位

- (1) JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ、筑波ツーリングカーシリーズの得点は全戦有効とする。
- (2) 複数のドライバーが同一得点を獲得した場合、次の順位に基づき上位者を決定する。
 - ①決勝出走回数が多い者を上位とする。
 - ②高得点を得た回数が多い者を上位とする。
 - ③最終戦で上位の者を上位とする。

※JAF地方選手権シリーズの得点合計・順位に関しては、JAFの定める日本レース選手権規定による。

14. シリーズの認定

本シリーズでの最高得点者を当該シリーズのチャンピオンとし、オーガナイザー認定委員会によって認定される。また、JAF地方選手権においては、JAFによって認定される。

15. 各競技会の賞典

本シリーズ各競技会の賞典は下記の通りとする。

1) JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ

(賞金は消費税を含む)

1位	………	100,000円	筑波賞、オーガナイザー賞
2位	………	50,000円	筑波賞、オーガナイザー賞
3位	………	30,000円	筑波賞、オーガナイザー賞
4位	………	20,000円	筑波賞、オーガナイザー賞
5位	………	10,000円	筑波賞、オーガナイザー賞
6位	………	10,000円	筑波賞、オーガナイザー賞

2) 筑波ツーリングカーシリーズ

1～6位 …………… オーガナイザー賞

3) 賞の制限

決勝出走参加台数が少ない場合は、次の通り賞典を制限する。

参加台数	内 容
2～3台	1位まで
4～5台	2位まで
6～7台	3位まで
8～9台	4位まで
10～11台	5位まで
12台以上	6位まで

4) JMRC関東部会賞 ※成立したレースに限る

スーパーFJ・TTC1400の各レースにおいて、JMRC関東会員の中で最上位の選手に対し賞金10,000円が授与される。

16. シリーズ賞典

本シリーズ各競技会のシリーズ賞典は下記の通りとする。

1) JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ

(賞金は消費税を含む)

チャンピオン	…120,000円、正賞 (一財)日本オートスポーツセンター
2位	… 60,000円、正賞 (一財)日本オートスポーツセンター
3位	… 50,000円、正賞 (一財)日本オートスポーツセンター

- 4位 … 30,000円、正賞（一財）日本オートスポーツセンター
 5位 … 20,000円、正賞（一財）日本オートスポーツセンター
 6位 … 10,000円、正賞（一財）日本オートスポーツセンター

2) 筑波ツーリングカーシリーズ

- 1～6位 … 正賞（一財）日本オートスポーツセンター

3) シリーズ賞典の制限

- ①JAF筑波スーパーFJ選手権シリーズ賞典の制限は下記の通りとする。

平均参加台数 (小数点以下切捨て)	内 容
2～3台	1位まで 賞金の60%
4～5台	2位まで 賞金の70%
6～7台	3位まで 賞金の80%
8～9台	4位まで 賞金の90%
10～11台	5位まで 全額
12台以上	6位まで 全額

- ②筑波ツーリングカーシリーズ賞典の制限は下記の通りとする。

平均参加台数 (小数点以下切捨て)	内 容
2～3台	1位まで
4～5台	2位まで
6～7台	3位まで
8～9台	4位まで
10～11台	5位まで
12台以上	6位まで

17. 筑波シリーズ規定の解釈

本シリーズ規定について疑問が生じた場合は、各オーガナイザーとの協議によって決定する。

主管 一般財団法人日本オートスポーツセンター

2017JAF筑波サーキットトライアル選手権シリーズ規定

1. 総 則

本シリーズは、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則、JAF国内競技規則、本規定、各大会特別規則書及び筑波サーキット4輪一般競技規則に従って開催される。全ての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守するとともに各オーガナイザーおよび競技役員からの指示に従うものとする。各大会特別規定が示されている場合には、それを優先すること。

本シリーズは、一般財団法人日本オートスポーツセンター主管のもとに、ビクトリーサークルクラブ(VICIC)、ブレインズモータースポーツクラブ(B-Sports)、チームマグナスオートクラブ(TMAC) / 一般財団法人日本オートスポーツセンター(JASC) (順不同) により、筑波サーキットにおいて組織許可されるサーキットトライアルシリーズである。

2. 開催日、オーガナイザー、競技時間、参加台数

シリーズNo.	開催日	オーガナイザー	競技時間	参加上限台数	申込期間
第1戦	3月4日(土)	TMAC/JASC	15分 x2ヒート	30台	1/29~ 2/12
第2戦	5月5日(祝)	B-Sports		30台	4/ 1~ 4/15
第3戦	6月4日(日)	VICIC		30台	5/ 1~ 5/15
第4戦	8月26日(土)	VICIC		30台	7/22~ 8/ 6
第5戦	11月23日(祝)	TMAC/JASC		30台	10/20~11/ 3

※第1戦・第5戦の運営事務局は、TMACとなります。

※参加申込が参加上限台数に達した場合は先着受付順とする。

※競技時間はコースイン開始からチェッカーを振るまでの時間とする。

3. 参加車両

2017年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に従った車両で、下記の12クラス区分に従った車両とする。

CLOSED部門を除く1) ~4) のクラスについての使用タイヤは、(株)ブリヂストン、住友ゴム工業(株)、横浜ゴム(株)のいずれかが製造販売するスポーツラジアルタイヤに限られる。但し、2015年に販売されたグッドイヤーの製品については2017年に限り使用が認められる。

また、通称Sタイヤの使用は禁止される。

1) スピードB車両部門 (JAF選手権クラス)

スピードB車両規定に従い、車検対応であれば如何なる改造も認められたナンバー付き車両。

最低重量は、当該自動車製造者発行のカタログに記載された主要諸元一覧上の車両重量から50kg減量された値とする。また、過給器付エンジンはもとの排気量の1.7倍の排気量クラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.5倍のクラスとみなす。

B1クラス	気筒容積1500cc以下のB車両
B2クラス	気筒容積1500ccを超え2000cc以下のB車両
B3クラス	気筒容積2000ccを超えるB車両

2) スピードAE車両部門 (JAF選手権クラス)

スピードAE車両規定に従い、電気モーター、または電気モーターとエンジンを併用して動力とするナンバー付き車両。

AEクラス	AE車両 (駆動方式、気筒容積区分なし)
-------	----------------------

3) スピードPN車両部門 (筑波チャンピオンクラス)

スピードPN車両規定に従った改造が認められるナンバー付き車両 (FIA/JAF公認または登録年が2006年1月1日以降の車両)。また、過給器付エンジンはもとの排気量の1.7倍の排気量クラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.5倍のクラスとみなす。

PN1クラス	気筒容積1500cc以下のPN車両
PN2クラス	気筒容積1500ccを超え2000cc以下のPN車両
PN3クラス	気筒容積1500ccを超え2000cc以下のPN車両のうち、FIA/JAF公認発行年またはJAF登録年が2012年1月1日以降の車両
PN4クラス	気筒容積2000ccを超えるPN車両

4) スピードSA車両部門 (筑波チャンピオンクラス)

スピードSA車両規定に従った改造が認められるナンバー付き車両。また、過給器付エンジンはもとの排気量の1.7倍の排気量クラスとみなし、ロータリーエンジンはもとの排気量の1.5倍のクラスとみなす。

SA1クラス	気筒容積1500cc以下のSA車両
SA2クラス	気筒容積1500ccを超え2000cc以下のSA車両
SA3クラス	気筒容積2000ccを超えるSA車両

5) CLOSED部門 (賞典外クラス)

ライセンスを所持していない方を対象としたB車両 (駆動方式、気筒容積区分なし)。競技会への体験参加を目的とし、シリーズ及び各競技会の賞典の対象外とする。

4. 参加資格

1) JAF選手権クラス (B車両、AE車両)

及び筑波チャンピオンクラス (SA車両、PN車両)

有効な2017年JAF国内競技運転者許可証Bクラス以上の所持者とする。

2) CLOSED部門 (賞典外クラス)

有効な4輪運転免許証所持者で主催クラブの会員及び当日のみ有効の準会員 (準会員の登録は参加申込と同時にされる) とする。

- 3) 未成年の参加者
ドライバーが20歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。

5. 参加料

- 1) JAF選手権クラス (B車両、AE車両)
20,520円 (税込、税抜き：19,000円)
- 2) 筑波チャンピオンクラス (SA車両、PN車両)
及び賞典外クラス (CLOSED)
19,440円 (税込、税抜き：18,000円)
- 3) 参加料にはドライバー1名と競技車両1台の入場パスが含まれる。
- 4) サービス員は1エントリーにつき3名まで登録できるが、1名登録ごとに2,160円 (税込、税抜き：2,000円) の登録料が別途必要。公式車検はドライバー本人または登録されたサービス員が受けること。
- 5) サービスカーは1エントリーにつき2台まで登録できるが、1台登録ごとに1,080円 (税込、税抜き：1,000円) の登録料が別途必要。サービスカーは指定された場所に駐車すること。
- 6) 上記以外の同伴者や車両については、各大会で定められた入場料および駐車料が必要となる。

6. サーキットトライアルの競技方法

- 1) 競技は原則として15分×2ヒートを行う。ただし、天候等の事情により第1ヒート終了の時点で競技を打ち切る場合がある。
- 2) スタートはピットエンドから競技役員の誘導によって1台ずつコースインシラップタイムを計測する。
- 3) 第1ヒートの出走順は、本年度前大会の総合競技結果 (順次遡上) に従い決められる。第一戦についてはゼッケン順とする。第2ヒートの出走順は、第1ヒートの総合結果に従い決められる。但し、コースイン時間に間に合わない車両がある場合などは、この限りではない。また、本条項が適用されない場合には、オーガナイザーより公式に発表される。
- 4) 当該ヒート終了合図 (チェッカーフラッグ) 後は、フィニッシュライン付近の止むを得ない場合を除き、追い越しを禁止する。チェッカーフラッグを受けた場合には速やかにパドックへ戻らなければならない。
- 5) 万一、チェッカーフラッグが不注意その他の理由により規定時間を完了する前に表示された場合でも、競技はその時点で終了したものとみなされる。

7. シリーズおよび競技の成立

- 1) シリーズの成立
当該各部門各クラスが4戦中3戦開催されなければシリーズは成立しない。
- 2) 競技の成立
各競技会において各部門各クラス3台以上の出走を以って成立する。

8. 得点基準

- 1) 各競技会の各クラスごとに競技結果成績に基づき下記の得点を下記の得点基準表の通り与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

- 2) 各大会において、出走台数による得点の制限は行わない。但し、シリーズとして最終的に成立したクラスにおいては、成立した大会のみのポイントが有効となる。
- 3) 開催されたすべての競技会が得点の対象となる。
- 4) 複数の競技者が同一得点を得た場合は、下記に従い順位を認定する。
 - ① 高得点を得た回数が多い順に順位を決定する。
 - ② 上記①の方法によっても結果が出ない場合には、同順位として認定する。但し、下記の者の順位は繰り上げない。
例) 2位が複数の場合；1位、2位、2位、4位

9. シリーズの認定

本シリーズでの最高得点者を当該シリーズのチャンピオンとし、オーガナイザー認定委員会によって認定される。また、JAF選手権においては、JAFによって認定される。

10. 各競技会の賞典

- 1) 本シリーズの各競技会の賞典は下記の通りとする。
各クラス1～6位・・・オーガナイザー賞
- 2) 賞の制限
各クラスごとの出走台数により、賞の制限を行う。入賞は6位を超えない出走台数の50%（端数切捨て）とする。

11. シリーズ賞典

- 1) 本シリーズの筑波シリーズ賞典は下記の通りとする。
全ての各クラス1～6位・・・正賞（一財）日本オートスポーツセンター
- 2) 筑波シリーズ賞典の制限
各競技会の各クラスの平均出走台数により、賞の制限を行う。
入賞は6位を超えない平均出走台数の50%（端数切捨て）とする。
- 3) 選手権保持者の認定
JAFは各JAF選手権クラス（B車両、AE車両）の最高得点者を地方選手権保持者として認定し、JAF資格認定証およびJAFが別に定める「JAFモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。
- 4) 皆勤賞
シリーズ全戦に出場しながらも、筑波シリーズ賞典の対象外となったドライバーに対し、その努力を賞して一般財団法人日本オートスポーツセンターより皆勤賞として賞典を与える。